

## 木津川市コミュニティバスのバス停広告掲載実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、木津川市地域公共交通総合連携協議会有料広告掲載基準（以下「有料広告掲載基準」という。）第5条の規定に基づき、木津川市コミュニティバスのバス停への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告を掲載することのできる業種及び事業者の範囲)

第2条 バス停に広告を掲載することができる業種及び事業者は、次に掲げる要件に適合しければならない。

- (1) 有料広告掲載基準に適合すること
- (2) 木津川市税等を滞納していないこと

### (広告の種類)

第3条 広告の種類は、バス停副名称の命名権とする。

### (広告の規格等)

第4条 前条に規定する広告の規格、掲載期間及び掲載料は、別表に定める。

### (広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、木津川市ホームページ及びその他の方法で行うものとする。

2 募集の開始日及び終了日は、会長が別に定める。

### (広告掲載の申込み等)

第6条 広告掲載希望者は、木津川市コミュニティバスのバス停広告掲載申込書（別記様式第1号）に所定の事項を記入し、会長に申し込むものとする。

2 会長は、必要に応じて、申込みを行った広告掲載希望者に、第2条の規定に適合していることを証明する資料の提出を求めることができる。

### (広告掲載の決定)

第7条 会長は、前条による申込みがあった場合は、木津川市地域公共交通

総合連携協議会（以下「協議会」という）にて内容を審査し、当該広告掲載の可否について決定するものとする。

- 2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者にバス停広告掲載可否通知書（別記様式第2号）により通知する。
- 3 一つのバス停に複数の広告掲載の申込みがあった場合には、別途入札を行い、優先順位を定めるものとする。

（広告掲載内容の承諾）

第8条 広告掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、バス停広告掲載承諾書（別記様式第3号）を会長が指定する期日までに提出するものとする。

（広告掲載料の支払い）

第9条 広告主は、広告掲載料を会長の指定する期日までに、一括して当該年度分を前納するものとする。なお、前納に係る経費は、広告主の負担とする。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告主は、自己の責任及び負担で広告原稿を作成するものとする。

- 2 広告主は、作成した広告原稿を、協議会の指定した期日までに協議会事務局へ提出しなければならない。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを会長に対して保証するものとする。
- 3 広告主は、広告の掲載により協議会及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（広告内容等の変更）

第12条 会長は、広告の内容が各種法令及びこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の修正を求めることができる。

2 広告主は、会長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 協議会が指定する期日までにバス停広告掲載承諾書の提出がないとき。
- (2) 協議会が指定する期日までに、広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 協議会が指定する期日までに、広告原稿の提出がないとき。
- (4) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (5) その他広告の掲載が適切でないと判断したとき。
- (6) 協議会の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、バス停への広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により会長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責に帰すべき理由により第13条の規定に基づいて広告掲載の決定を取り消したとき若しくは広告掲載を停止したとき又は前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料を返還しない。

2 広告主の責に帰さない理由により、協議会が広告を掲載できなかつたときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還する。ただし、会長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

第16条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月26日から施行する。

別表（第4条関係）

広告の種類	規 格	路 線	掲載期間	バス停数	掲載料
バス停副 名称の命 名権	希望するバ ス停に近接 している事 業所、店舗 等の名称を 既存バス停 名（本名称） の横に括弧 書きで記 載。（バス停 表示板、時 刻表等バス 停名が表示 されるもの に掲載。）	きのつバス (木-1、木 -2、木-3) かもバス (当尾線)	3年間	1カ所2基 以上の場合	年間 120,000円 ただし、入 札の場合は最 も高い応札額
				1カ所1基 の場合	年間 100,000円 ただし、入 札の場合は最 も高い応札額
		かもバス (奥畠線、加 茂通学線、山 田線、観音寺 線、南加茂台 線、大畠線、 銭司線、西線) やましろバス (山城線、神 童子線)		1カ所2基 以上の場合	年間 60,000円 ただし、入 札の場合は最 も高い応札額
				1カ所1基 の場合	年間 40,000円 ただし、入 札の場合は最 も高い応札額

路線が重複しているバス停については、高額の掲載料を基準とする。